

第一章 総則

(主旨)

第一条 この規程は、別に定めがあるものを除くほか、公務のため旅行する職員及び職員以外の者に対して支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- 二 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- 三 出張 職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行することをいう。
- 四 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡の当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- 2 この規程において「何々地」という場合には、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）をいうものとする。ただし、「在勤地」という場合には、本市の区域内をいうものとする。

(旅費の支給)

第三条 職員が出張した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

- 一 職員が出張のため内国旅行（以下単に「旅行」という。）中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

二 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第一号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号若しくは第二十九条第一項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員又は職員以外の者が水道事業管理者（以下「管理者」という。）の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第一項、第二項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に次条第三項の規定による旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうち、その者の損失となつた金額につき、次に定めるものを旅費として支給することができる。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行についてこの規程により支給を受けることができた鉄

道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。

一 鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃として支払った金額のうち、所要の払いもどしの手続をとったにもかかわらず、払いもどしを受けることができなかつた額

二 宿泊施設の利用を予約するために支払った金額のうち、所要の払いもどしの手続をとったにもかかわらず、払いもどしを受けることができなかつた額

6 第一項、第二項、第四項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他管理者が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で次に定める金額を旅費として支給することができる。

一 現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下この条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため、この規程の規定により支給することができる額

二 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額（切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額）を差し引いた額

（旅行命令等）

第四条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、管理者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

一 前条第一項の規定に該当する旅行 旅行命令

二 前条第四項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 管理者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては、公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 管理者は、既に発した旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 管理者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令書又は旅行依頼書（以下「旅行命令書等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。ただし、旅行命令書等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5 管理者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに旅行命令書等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

6 旅行命令書等の記載事項及び様式は、別記様式とする。
（旅行命令等に従わない旅行）

第五条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第三項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従

つて旅行することができない場合には、あらかじめ管理者に変更の必要性を証明するに足る資料を添付して旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をしないとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに管理者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前二項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第六条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ一キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 旅行雑費は、旅行中の日数に応じ一日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。

(旅費の計算)

第七条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

第八条 旅費計算上の旅行日数は、第三項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては四百キロメートル、水路旅行にあつては二百キロメートル、陸路旅行にあつては五十キロメートルについて一日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に一日未満の端数を生じたときは、これを一日とする。

3 第三条第二項各号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第一項ただし書及び前項の規定により計算した日数になる。

第九条 旅行者が同一地域（第二条第二項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における旅行雑費及び宿泊料は、その地域に到達した日の翌日から起算して、次に掲げる額に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

一 滞在日数三十日を超える場合には、その超える日数について定額の一割

二 滞在日数六十日を超える場合には、その超える日数について定額の二割

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第十条 私事のために在勤地又は出張以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第十一条 一日の旅行において、旅行雑費又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による旅行雑費又は宿泊料を支給する。

第十二条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職名の変更のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算をする必要がある場合には、最初の目的地に到達するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第十三条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者(以下「支出命令者等」という。)に提出しなければならない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支払命令者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 第一項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに前二項に規定する期間については、別に定める。

(職員以外の者の旅費)

第十四条 第三条第四項の規定により支給する旅費は、別に定めがあるもののほか、この規程の規定に準じて管理者が定める。

第二章 旅費額

(鉄道賃)

第十五条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び特別車両料金(これらのものに対する通行税を含む。)による。

一 運賃の等級を二階級に区分する線路による旅行の場合には、上級の運賃

二 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

三 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前二号に規定する運賃のほか、次に規定する急行料金

イ 第一号の規定に該当する線路による旅行の場合には、同号の規定による運賃の等級と同一等級の急行料金

ロ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金

四 第二号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合(片道百キロメートル未満の旅行の場合を除く。)には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

2 前項第三号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給する。

一 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道百キロメートル以上のもの

二 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道五十キロメートル以上のもの

(船賃)

第十六条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

- 一 運賃の等級を三階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃
- 二 運賃の等級を二階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃
- 三 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- 四 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前三号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

五 第三号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

2 前項第一号又は第二号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に二以上の区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第十七条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第十八条 車賃の額は、一キロメートルにつき三十七円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切捨てる。

(旅行雑費)

第十九条 旅行雑費の額は、別表の定額による。

(宿泊料)

第二十条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第二十一条 食卓料の額は、別表の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(在勤地内旅行の旅費)

第二十二条 在勤地内における旅行については、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に定める額の旅費を支給する。

一 旅行が行程二キロメートル以上の場合には、市営バス賃の実費に相当する額

二 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表の宿泊料定額の二分の一に相当する額の宿泊料

(在勤地以外の同一地域内の旅行の旅費)

第二十三条 在勤地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃又は車賃は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

一 鉄道百キロメートル、水路五十キロメートル又は陸路二十五キロメートル以上の旅行の場合には、第十五条、第十六条又は第十八条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃

二 前号の規定に該当する場合を除くほか、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される旅行雑費の額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

2 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道四キロメートル、水路二キロメートルをもってそれぞれ陸路一キロメートルとみなして、前項第一号の規定を適用する。(退職者等の旅費)

第二十四条 第三条第二項第一号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

一 退職等となった日(以下「退職等の日」という。)に居た地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日(以下「退職等を知った日」という。)に居た地までの前職相当の旅費

二 退職等を知った日の翌日から三月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日に居た地から旧在勤地までの前職相当の旅費

(遺族の旅費)

第二十五条 第三条第二項第二号の規定により支給する旅費は、死亡地から旧在勤地までの往復の要する前職相当の旅費とする。

2 遺族が前項の旅費の支給を受ける順位は、第二条第一項第四号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

第三章 雑則

(外国旅行の旅費)

第二十六条 外国旅行の旅費については、管理者が国の例に準じてその都度定める。

(旅費の調整)

第二十七条 管理者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この規程の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 管理者は、旅行者がこの規程の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、別に定める旅費を支給することができる。

(この規程の施行について必要な事項)
第二十八条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。
(宇部市上下水道局職員等旅費支給規程の廃止)
- 2 宇部市上下水道局職員等旅費支給規程(平成二十六年管理規程第三十号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 宇部市水道局職員等旅費支給規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 4 鉄道賃及び船賃の額については、当分の間、第十五条第一項第一号中「上級の運賃」とあるのは「下級の運賃」と、第十六条第一項第二号中「上級の運賃」とあるのは「下級の運賃」として、これらの規定を適用し、第十五条第一項第四号及び第十六条第一項第五号の規定は適用しない。ただし、管理者が公務上の必要その他特別の事情があると認められた場合はこの限りでない。

別表（第十九条―第二十二条関係）

区分	旅行雑費 (一日につき)		宿泊料(一夜につき)		食卓料 (一夜につき)
	甲地方	乙地方	甲地方	乙地方	
1号 管理者(局長)	一、五〇〇円	一四、八〇〇円	一三、一〇〇円	一三、三〇〇円	三、〇〇〇円
2号 その他の職員	一、三〇〇円	一三、一〇〇円	一三、一〇〇円	一一、八〇〇円	二、六〇〇円

備考

- 一 宿泊料の欄中「甲地方」とは、都の区分及び市制施行地域をいい、「乙地方」とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合は、乙地方に宿泊したものとみなす。
- 二 都の区及び指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九に規定する指定都市をいう。)に旅行する場合の旅行雑費については、当該地域に滞在する日に限り、一号職員「一、五〇〇円」とあるのは「二、二〇〇円」と読み替えるものとする。

別記様式(第4条関係)

旅行命令書兼復命書

令和 年 月 日

№

局長	副局長	次長	総務企画課長	副課長	職員係長	係	局長	副局長	次長	総務企画課長	副課長	職員係長	係	
所属課				課長	副課長	係長	所属課				課長	副課長	係長	係
下記のとおりに旅行を命ずる。				氏名				下記のとおりに復命します。						
所属				職名				(旅行日数 泊 日)						
住所				旅行先										
用務														
予定	令和	年	月	日から	月	日まで	泊	日						
旅	賃		から	から	まで往復		円							
	賃		から	から	まで往復		円							
	(特)急行料		から	から	まで往復		円							
	宿泊料		から	から	まで往復		円							
費	旅行雑費		日分		夜分		円							
	計						円							
支出科目				支出科目				出金№						
支出方法				概算・精算				摘要						
◎ 2日以上の旅行は各日毎の用務と行動を記入のこと。 ◎ 重要な事項については別に報告書を作成のこと。														